

へいせい ねんどだい かいよこはまししょうがいしゃせ さくすいしんきょうぎ かい
平成26年度第1回横浜市障害者施策推進協議会

へいせい ねん がつ にち げつ
平成26年5月19日(月)

ごぜん じ じ
午前10時～12時

よこはましかいこうきねんかいかん 6 号会議室
横浜市開港記念会館 6号会議室

し だい
《次 第》

1 かい かい
開 会

2 けんこうふくしきよくちょう
健康福祉局長あいさつ

3 ぎだい
議題

(1) だい き よこはまし しょうがいしゃぶらん そあん こっし あん
第3期横浜市障害者プランの素案骨子(案)について (資料1)

(2) しょうがいしゃさべつかいしょうほう たいおう
障害者差別解消法の対応について (資料2)

4 そのた
その他

しょうがいしゃ せさく すいしん きょうぎかい いいん めいほ

障害者施策推進協議会委員名簿

へいせい ねん がつ にち
平成26年6月10日まで

	しめい 氏名	しょぞくどう 所属等
1	あらい まさあき 荒井 政明	しゃだんほうじんかながわけんせいしんかびょういん きょうかい ふくかいちよう 社団法人神奈川県精神科病院協会副会長
2	いわさわ ひろあき 岩沢 弘秋	にほんろうどうくみあい そう れんごう かい よこはま ちいき れんごう ぎちよう だいいこう 日本労働組合総連合会横浜地域連合議長代行
3	やまだ はつお 山田 初男	よこはましんたいししょうがいしゃ だんたい れんごうかい ふく リじちよう 横浜市身体障害者団体連合会副理事長
4	いわした けんじ 岩下 賢二	よこはまこうきょうしよくぎょうあんていじよしちよう 横浜公共職業安定所所長
5	さいとう たつゆき 斉藤 達之	しゃかいふくしほうじんたいき ちいきかつどう みきしちよう 社会福祉法人大樹 つるみ地域活動ホーム幹所長
6	さくらば たかこ 櫻庭 孝子	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃちいきせいかつしえんれんごうかい 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会
7	すずき かずこ 鈴木 和子	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましかくししょうがいしゃふくしきょうかい 特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会
8	すやま まさえ 須山 優江	よこはましちゆうとしつちよう・なんちようしゃきょうかいふくかいちよう 横浜市中途失聴・難聴者協会副会長
9	せと ひとみ 瀬戸 ひとみ	かながわけんりつよこはまみなみようごがっこう 神奈川県立横浜南養護学校
10	たかぎ しずお 高木 静男	もとよこはましほくぶしゅうろうしえんせんたーしちよう 元横浜市北部就労支援センター所長
11	ただ ようこ 多田 葉子	しゃかいふくしほうじんかいけいえん かいけい しせつちよう 社会福祉法人偕恵園 偕恵シグナル 施設長
12	たなか りな 田中 梨奈	かながわけん せいしんほけん ふくしし きょうかい 神奈川県精神保健福祉士協会
13	なかと かつみ 中戸 勝美	よこはまし いくせいかい 横浜市手をつなぐ育成会
14	とつか たけかず 戸塚 武和	いっばんしゃだんほうじんよこはまし いしかい ふくかいちよう 一般社団法人横浜市医師会副会長
15	にしかわ まいこ 西川 麻衣子	
16	はっとり かずひろ 服部 一弘	とくていひえいりかつどうほうじん リじちよう 特定非営利活動法人アニミ理事長
17	ひら い あきら 平井 晃	しゃだんほうじんよこはまし しんたいししょうがいしゃ だんたいれんごうかいリじちよう 社団法人横浜市身体障害者団体連合会理事長
18	ひろた かずこ 広田 和子	せいしんいりよう 精神医療サバイバー
19	むろつ しげき 室津 滋樹	よこはまし れんらくかいちよう 横浜市グループホーム連絡会会長
20	もり かずお 森 和雄	よこはまししゃかいふくしきょうぎかいしょうがいしえん たんとりじ 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事
21	やじま としあき 八島 敏昭	よこはましんしんしょうがいじしゃ まも かいれんめいだいひようかんじ 横浜市心身障害児者を守る会連盟代表幹事
22	ながた たか 永田 孝	よこはまし れんらくかい にゆうきよしやぶがいにゆうきよしいん 横浜市グループホーム連絡会 入居者部会入居者委員
23	よねくら よしつぐ 米倉 令二	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃかぞくれんごうかいちよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会会長
24	わたなべ まさこ 渡邊 雅子	あおばくせいかつしえん しちよう 青葉区生活支援センター所長
25	わたなべ まさたか 渡部 匡隆	よこはまこくりつだいがくきょういくにんげんかがくぶとくべつしえんきょういくこうぎきょうじゅ 横浜国立大学教育人間科学部特別支援教育講座教授

平成26年度 横浜市障害者施策推進協議会事務局名簿

区分	局名	補職名	氏名	
事務局	健康福祉局	健康福祉局長	岡田 輝彦	
		健康福祉局担当理事(健康福祉局保健所長)	豊澤 隆弘	
		健康福祉局担当理事(保健医療医務監)	水野 哲宏	
		障害福祉部長	杉本 英和	
		こころの健康相談センター長	白川 教人	
		健康福祉局担当部長(健康安全部保健事業課担当課長)	佐藤 真理代	
		障害企画課長	桑折 良一	
		障害福祉課長	上條 浩	
		障害支援課長	君和田 健	
		企画部企画課長	佐藤 広毅	
		福祉保健課長	仲嶋 正幸	
	地域支援課長	井上 弘毅		
	子ども青少年局	子ども青少年局長	鯉淵 信也	
		子ども福祉保健部長	細野 博嗣	
		子ども福祉保健部障害児福祉保健課長	佐藤 祐子	
		企画調整課長	吉川 直友	
	教育委員会事務局	教育政策推進課担当課長	高見 暁子	
	関係局	政策局	政策課担当課長	大友 康明
		建築局	住宅計画課長	鈴木 章治
交通局		総務課長	小野 博之	
事務局担当	健康福祉局	障害企画課企画調整係長	大津 豪	
		障害企画課制度担当係長	小川 武広	
		障害企画課施設推進担当係長	金井 国明	
		障害企画課精神保健福祉係長	山村 太郎	
		障害企画課就労支援係長	永井 俊雄	
		障害福祉課生活支援係長	今井 智子	
		障害福祉課移動支援係長	飯野 正夫	
		障害福祉課地域活動支援係長	松浦 拓郎	
		障害福祉課事業者育成担当係長	丹野 久美	
		障害支援課障害支援係長	名倉 孝典	
		障害支援課整備推進担当係長	川島 とも子	
		障害支援課在宅支援係長	卯都木 優子	
		障害支援課事業支援係長	高橋 啓	
		障害支援課担当係長	岸 和弘	
		こころの健康相談センター相談援助係長	小栗 由美	
		こころの健康相談センター相談援助係長	駒形 俊文	
		企画課企画係長	栗屋 しらべ	
		子ども青少年局	障害児福祉保健課担当係長	柴山 一彦
			障害児福祉保健課担当係長	安達 暢子
	障害児福祉保健課整備担当係長		石井 幸子	
	企画調整課企画調整係長		柿沼 千尋	
	教育委員会事務局	教育政策推進課担当係長	甘粕 亜矢	
		特別支援教育課担当係長	真鍋 明文	
	関係局	政策局	政策課担当係長	小柳 八之
		建築局	住宅計画担当係長	小野 慶一

横浜市障害者施策推進協議会 座席表

平成26年5月19日（月）午前10時～12時

横浜市開港記念会館 6号会議室

記録席

		わたべ かいちよう 渡部会長 ○			
やしま 八島 委員 ○	いじん 委員 ○			いわざわ 岩沢 委員 ○	いじん 委員 ○
ほじいじん 補助員 ○				すすき 鈴木 委員 ○	
ながた 永田 委員 ○	いじん 委員 ○			よねくら 米倉 委員 ○	いじん 委員 ○
むろつ 室津 委員 ○	いじん 委員 ○			ひろた ひろた 委員 ○	いじん 委員 ○
さいとう 斉藤 委員 ○				たなか 田中 委員 ○	いじん 委員 ○
わたなべ 渡邊 委員 ○	いじん 委員 ○			ただ ただ 委員 ○	いじん 委員 ○
すやま 須山 委員 ○	いじん 委員 ○			もり 森 委員 ○	いじん 委員 ○
ひつき つうやくしゃ 筆記通訳者 ○	いじん 委員 ○			いわした いわした 委員 ○	いじん 委員 ○
ひつき つうやくしゃ 筆記通訳者 ○					
ひつき つうやくしゃ 筆記通訳者 ○					

出入口

傍聴席

○ 佐藤 健・担当部長（健康安全部保健事業課担当課長）	○ 水野 健・保健医療事務監（健康福祉局担当理事）	○ 白川 ころの 健康相談センター長	○ 豊澤 健・保健所長（健康福祉局担当理事）	○ 岡田 健康福祉局長	○ 杉本 障害福祉部部長	○ 桑折 障害企画課長	○ 上條 障害福祉課長	○ 君和田 障害支援課長
○ 小野 交通・総務課長	○ 鈴木 建築・住宅政策課長	○ 大友 政策・政策課担当課長	○ 仲嶋 福祉保健課長	○ 佐藤 企画部企画課長	○ 細野 こ・福祉保健部部長	○ 佐藤 こ・障害児福祉保健課長	○ 吉川 こ・企画調整課長	○ 吉原 教・特別支援教員課長

出入口

出入口

出入口

だい きよこはまし しょうがいしゃ
第3期 横浜市障害者 プランについて

こんご
今後のスケジュールについて

これまで【変更前】のスケジュールで説明してきましたが、今後は【変更後】のとおりスケジュールで進めていきます。

	へんこうまえ 【変更前】	へんこうご 【変更後】
へいせい ねん がつ 平成26年1月	とうじしゃ む あんけーと じっし 当事者へ向けたアンケート実施	
がつ 3月	しょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかいかいさい ・ 障害者施策推進協議会開催 ・ 1 定 常 任 委 員 会 へ 当 事 者 アンケート結果の速報値を報告	
がつ 5月	ていじょうにんいんかい そあん ほうこく そあん 2 定 常 任 委 員 会 へ 素 案 を 報 告 し、 素 案 策 定	ていじょうにんいんかい そあんこっし ほうこく 2 定 常 任 委 員 会 へ 素 案 骨 子 を 報 告 し、 素案骨子策定
がつ 6月		そあんこっし もと かくしょうがいしゃだんたいとう ・ 素案骨子を基に各障害者団体等へ 説明
がつ 7月	しみんいけんぼしゅうじっし 市民意見募集実施	
がつ 8月		そあんさくてい 素案策定
がつ 9月	ていじょうにんいんかい しみんいけんぼしゅうけつかなど 3 定 常 任 委 員 会 へ 市 民 意 見 募 集 結 果 等 を 踏 ま へ て 修 正 し た 素 案 を 報 告	ていじょうにんいんかい そあん ほうこく ・ 3 定 常 任 委 員 会 へ 素 案 を 報 告 ・ 市 民 意 見 募 集 実 施
がつまつ 11月末	げんあんさくてい 原案策定	げんあんさくてい 原案策定
へいせい ねん がつ 平成27年2月		てい ぎあんじょうてい 1 定 議案上程
がつ 3月	だい き よこはまししょうがいしゃ ぐらんさくてい 第3期 横浜市障害者プラン策定	

平成26年度第1回施策検討部会 意見概要

第 I 章・第 II 章

第 2 章 の振り返りを見ても、「〇〇をやった」という記載のみで、「やった結果どこまで進んだ」

という評価の部分が見えてこない。例えば、精神科病院 や入所 施設から、どのくらい地域

移行したのか、その結果、今後どのくらい必要なのか、などが見えない。

このあたりの部分は、今後書き込んでいってもらいたい。

重度知的障害 や行動障害 に係わる視点を盛り込んでほしい。

そういった人たちの視点を踏まえたうえで、横浜市として考える「住まいの方向性」などが

必要だと思う。

第 III 章

各テーマに書いてある《当事者の主な意見》は、誰の声か。

⇒グループインタビューや当事者アンケートから聞こえてきたものを抜粋しています。

騙された時にどう相談したら良いのかななどの具体的記載がない気がする。

今はスマートフォンやパソコン、ケーブルTVなど I T 化が進んでいる。情報を流すときは、

このような媒体をしっかりと利用していくことが良いと思う。

P.15 の普及啓発の中に「外出 時に嫌な思い～障害児・者への正しい理解や配慮は求められ

ています。」との記載があるが、これは本当に相手に求めることなのか。

これは一つの例だが、相手側に求めることと、本人がどうやって力を獲得し、能力を活かし

ていくかは、きちんと整理せいりしていくことが必要ひつようだと思おもう。

- ・テーマは、第2期だい きに比べ非常ひじょうに分かりやすくなった。また、この計画けいかくを見て、新たあらに知ることもあった。こういった計画けいかくや各施策かくしやくは、様々さまざまな媒体ぼいたいを利用して、周知しゅうちをもっと進めすすてほしい。

- ・今後こんご、重度知的障害じゅうどちてきしょうがいや行動障害こうどうしょうがいの方ほうの視点してんを踏まふえるために、団体等だんたいとうへ丁寧ていねいに話はなしをして、
調整ちょうせいしていってもらいたい。

- ・あんしん施策せさくが第3期だい きへ本当ほんとうに継承けいしょうされていくのかが心配しんぱいである。

基本目標に、自己選択・自己決定とあるが、それを実現するためには、選択・決定を判断するための支援（情報）が重要である。住まいのところで、今回行った当事者アンケートでは「今の暮らしのまま」という結果が多いが、必要な情報が提供されていない可能性がある。

住まいの所で、「障害にあった暮らし」とあるが、この文章では、障害ごとに分けて住まいを作るという意味で読み取れてしまう。しかし、「地域での暮らしのために、必要な支援をしていく」ということが、昔からの横浜の障害福祉だったのではないか。

今後、計画を策定するにあたっては、障害者が分かりやすい概要版を作してほしい。その際は、具体的な例などが図として書いてあると分かりやすいのではないか。

医療従事者への研修ということをやっているが、医者への障害理解を進めてもらいたい。

聴覚障害のため、受診するときにマスクをされ、パソコンを操作しながらの診察では、何も分からない。

障害者が支援の対象としてではなく、社会貢献・活躍できるような視点が組み込まれている計画にしてもらいたい。

現在、学齢期等の障害児への支援が充実してきているが、今の学齢期の親はサービスに依存している人がいる気がする。そうではなく、親と子が触れ合える時間をもっとある方がよいと思う。

だい 1 しょう けいかく がいよう
第 I 章 計画の概要

けいかく さくてい しゆし
1 計画策定の趣旨

横浜市では、障害施策に係わる中・長期的な計画である「障害者プラン」（以下「プラン」といいます。）を、平成16年度に「第1期」、平成21年度に「第2期」として策定し、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に、施策を推進してきました。

また、このプランは、二つの性質をもつ計画です。

一つは、障害者基本法に基づき、障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」です。

もう一つは、障害者総合支援法に基づき、障害福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害福祉計画」です。

第3期においても、引き続き、横浜市における施策と、国で定める障害福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、この二つの計画を一体的に策定していきます。

障害児・者は、特別な存在ではなく、障害のあるなしに係わらず、一人の市民として、住み慣れた地域で、当たり前のように生活していけるまちを実現していくことが必要です。

そのために、第3期では、「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標として掲げ、障害福祉施策を着実に進めていきます。

けいかく いち
2 計画の位置づけ

けいかく まかん
(1) 計画期間

第2期のプランは、平成21年度から26年度までの6年間を計画期間として策定しました。

そして、24年度には、障害福祉計画部分について、3年を1期として作成することとしている国の基本方針に基づき、全体の見直しを行い、第2期の改定版を策定しました。

第3期についても、第2期と同じく、中・長期的なビジョンをもって施策を進めていくために、計画期間を6年間として策定していきます。

また、障害福祉計画部分については、3年後に見直しを実施します。

そのほかにも、プランの進行管理、進捗について、適宜、評価を行い、当該施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間等の見直しを実施します。

社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に、柔軟に対応するための施策の再構築なども併せて実施します。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
名称	横浜市障害者プラン(第2期)						第3期 横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画(第2期)						障害者計画(第3期)					
	障害福祉計画(第2期)			障害福祉計画(第3期)			障害福祉計画(第4期)			障害福祉計画(第5期)		

見直しの実施

見直しの実施

(2) 他計画との関係性

横浜市では、地域福祉保健計画で「地域の視点から高齢者、障害者、子ども等の対象者や、保健の視点等に関する分野別計画に共通する理念、方針、地域の取組の推進方向などを明示し、各対象者全体の地域生活の充実を図ること」を旨としています。

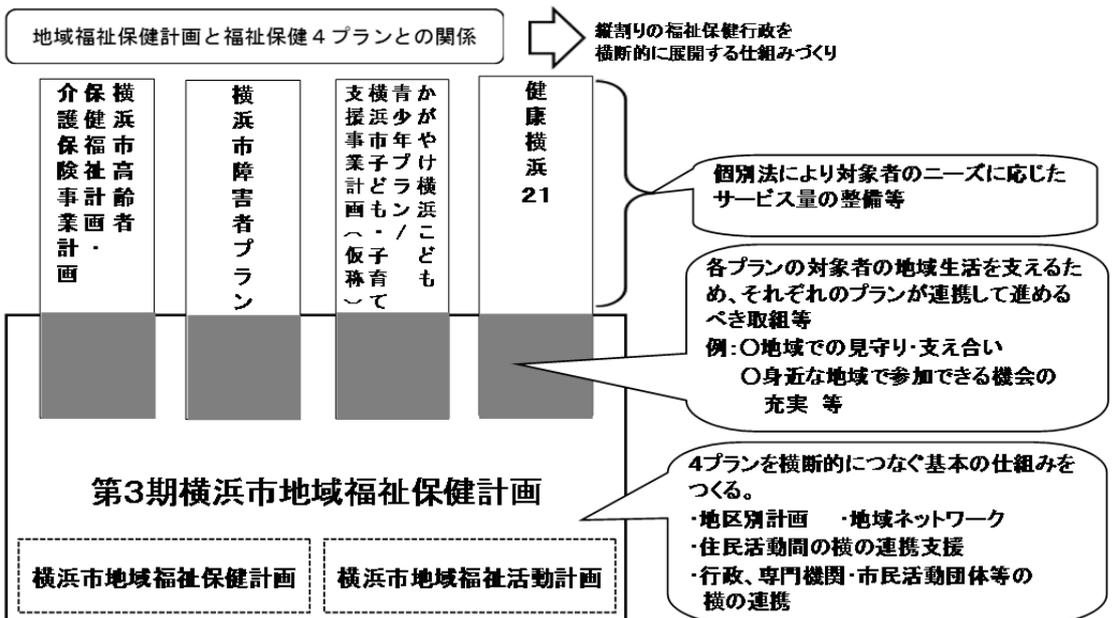
また、横浜市においては、個別法を根拠とする福祉保健の分野別計画として、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法、介護保険法）、かがやけ横浜子ども青少年プラン、健康横浜21（健康増進法）があります。これに加えて、横浜市独自に「よこはま保健医療プラン」という本市の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

このように、障害のあるなしに係わらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、全体の総合性、連続性といった視点で捉え、関連付けて行うことが、「地域福祉」の大事な視点です。

施策の展開にあたっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくことによって、一層の効果があがってきます。

行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視していきます。

【他計画との関係性】 【地域福祉保健計画からの抜粋】



第Ⅱ章 横浜市における障害福祉の現状

1 横浜市の各障害者手帳統計の推移

(1) 横浜市の障害者手帳所持者数

横浜市発行の各障害者手帳(身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳)

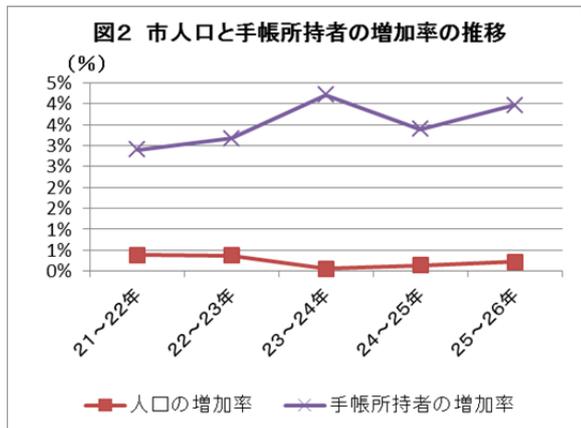
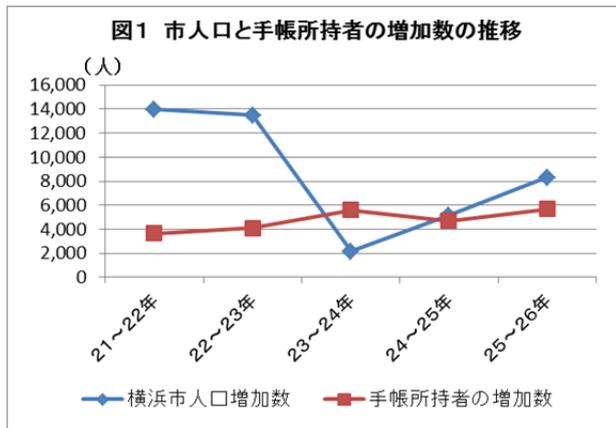
の平成26年月末時点での所持者数の合計は、約14万9千人(横浜市全体人口比で4.03%)となっています。

21年は、約12万5千人でしたので、現在までに、約2万3千人増加したということになります(増加率約18.9%)。表1からも年々取得者数が伸びていることが分かります。

また、表2から見られるように、障害者手帳所持者数の増加率については、ここ数年3%から4%の間を推移しており、横浜市人口の増加率と比べても増加率が大きいことから、障害者手帳を所持する方の割合が増えてきているといえます。今後も社会の高齢化等と相まって、障害者手帳所持者数の割合は増えていくことが推測されます。

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
	(3月末時点、ただし、横浜市人口のみ4月1日時点。以下同様)(人)					
横浜市人口	3,659,010	3,672,985	3,686,481	3,688,624	3,693,788	3,702,093
身体障害者	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706
知的障害者	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171
精神障害者	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475
手帳所持者全体	125,585	129,225	133,324	138,940	143,657	149,352
横浜市人口における障害者手帳所持者数割合	3.43%	3.52%	3.62%	3.77%	3.89%	4.03%

表2 横浜市人口と障害者手帳所持者数の増加数の比較					(人)
	21～22年	22～23年	23～24年	24～25年	25～26年
横浜市人口増加数	13,975	13,496	2,143	5,164	8,305
(増加率)	(0.38%)	(0.37%)	(0.06%)	(0.14%)	(0.22%)
手帳所持者の増加数	3,640	4,099	5,616	4,717	5,695
(増加率)	(2.90%)	(3.17%)	(4.21%)	(3.39%)	(3.96%)



(2) 障害別の状況

ア 身体障害者手帳

身体障害については、各障害状況別に内訳を見てみると、肢体不自由が最も多く、次いで、

内部障害となっています。

各障害も年々増加していますが、表3で見られるように、その中でも、肢体不自由と内部機能

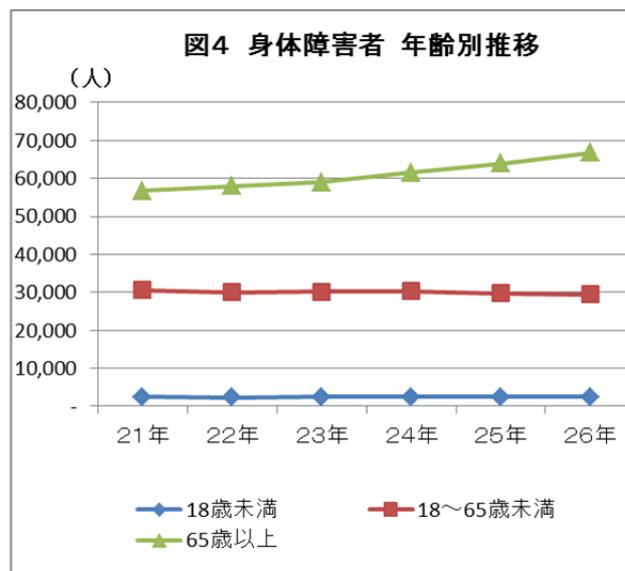
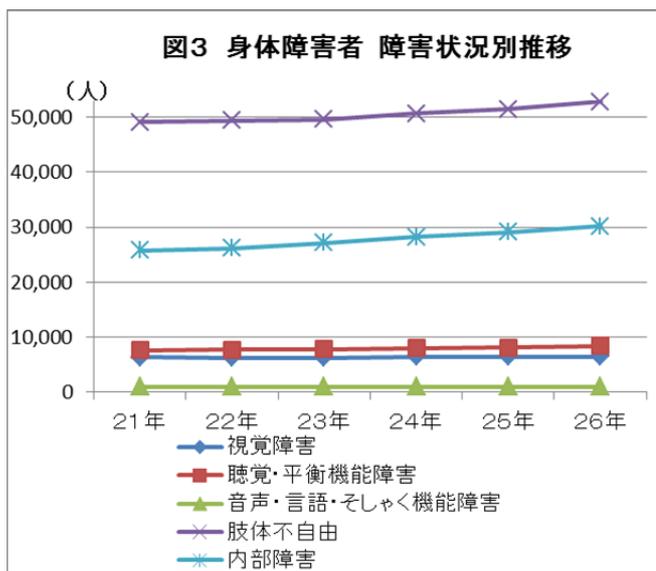
障害の増加が大きくなっています。

また、表4から見られるように、18歳から65歳未満の割合が横ばいから減少しているのに対

して、65歳以上の割合は、年々増加しています。

	各年3月末時点(人)					
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
視覚障害	6,276	6,227	6,177	6,400	6,441	6,435
聴覚・平衡機能障害	7,582	7,630	7,764	7,987	8,083	8,321
音声・言語・そしゃく機能障害	886	885	885	946	957	964
肢体不自由	49,146	49,408	49,647	50,706	51,519	52,813
内部障害	25,717	26,172	27,132	28,252	29,114	30,173
計	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706

	各年度 3月末時点(人)					
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
18歳未満	2,385	2,367	2,383	2,423	2,425	2,469
18～65歳未満	30,512	29,997	30,197	30,332	29,702	29,509
65歳以上	56,710	57,958	59,025	61,536	63,987	66,728
計	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706
全体における65歳以上の割合	63.3%	64.2%	64.4%	65.3%	66.6%	67.6%



素案骨子 (案) P.5

イ 愛の手帳 (療育手帳)

知的障害については、表5から見られるように、26年3月末時点では、21年と比べ、5千人

以上増えてきています。中でも、B2の手帳を所持している方が、約2千5百人と、全体の増加数

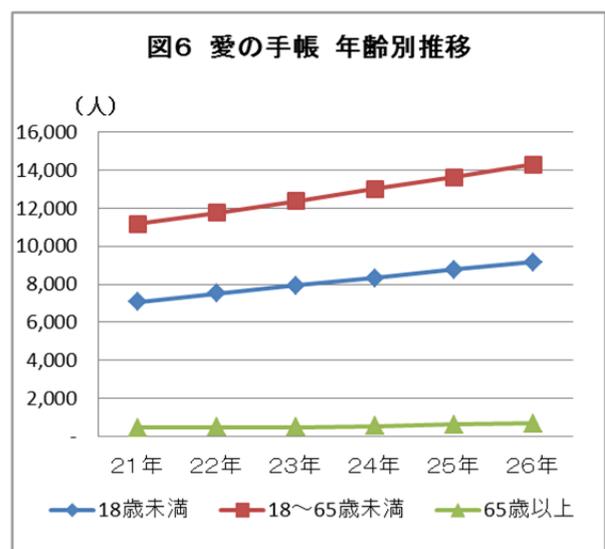
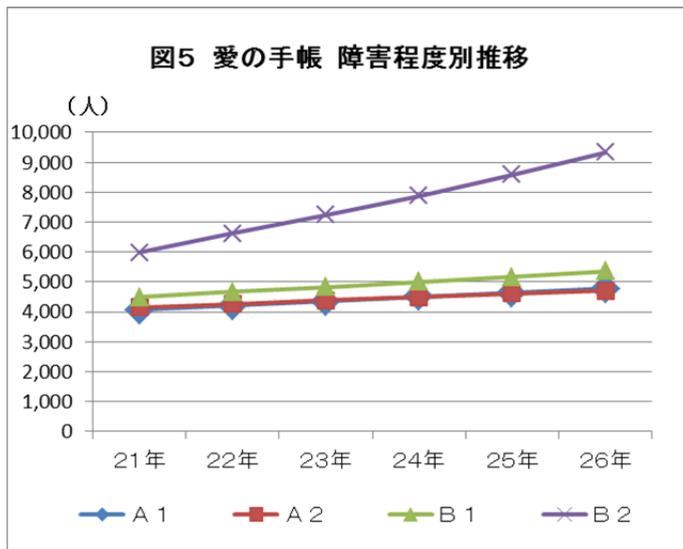
の約半数を占めています。

また、表6の年齢別推移からは、全体の所持者数における各年齢の所持者数の割合が、この6年間を通して、ほぼ横ばいとなっています。

	各年3月末時点(人)					
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
A1	4,062	4,211	4,351	4,502	4,629	4,775
A2	4,151	4,258	4,383	4,487	4,617	4,706
B1	4,487	4,669	4,829	5,004	5,164	5,366
B2	5,974	6,613	7,244	7,871	8,595	9,324
計	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171

※参考 A1…IQ20以下、A2…IQ21～35、B1…IQ36～50、B2…51～75

	各年3月末時点(人)					
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
18歳未満	7,059 (37.8%)	7,508 (38.0%)	7,941 (38.2%)	8,315 (38.0%)	8,761 (38.1%)	9,172 (37.9%)
18～65歳未満	11,173 (59.8%)	11,770 (59.6%)	12,377 (59.5%)	13,010 (59.5%)	13,636 (59.3%)	14,312 (59.2%)
65歳以上	442 (2.4%)	473 (2.4%)	489 (2.4%)	539 (2.5%)	608 (2.6%)	687 (2.8%)
計	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171



ウ 精神障害者保健福祉手帳

身体障害・知的障害・精神障害の3障害の手帳所持者のうち、この5年間でもっとも増加してきているのが、精神障害です。表7から見られるように、26年3月末時点では、21年と比べ、9千人以上増えており、特に2級が約5千人（約1.5倍）増えています。

また、表8の年齢別の手帳所持者数の推移を見てみると、20歳～65歳未満の所持者数が大きく増加してきている傾向に対し、20歳未満の所持者数はほぼ横ばい、65歳以上の所持者数は、若干の増加という傾向となっています。

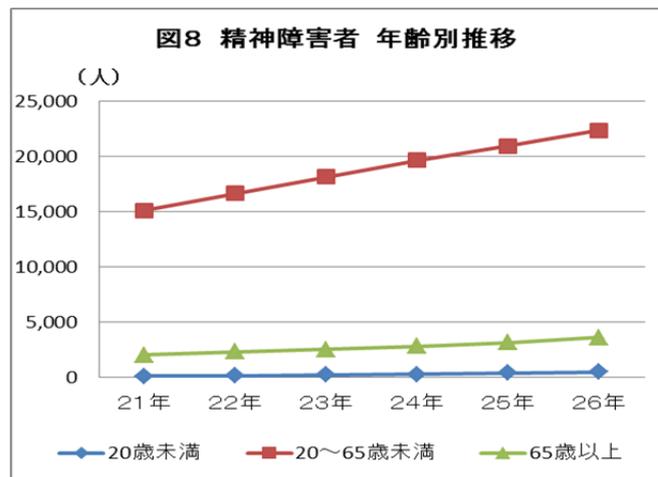
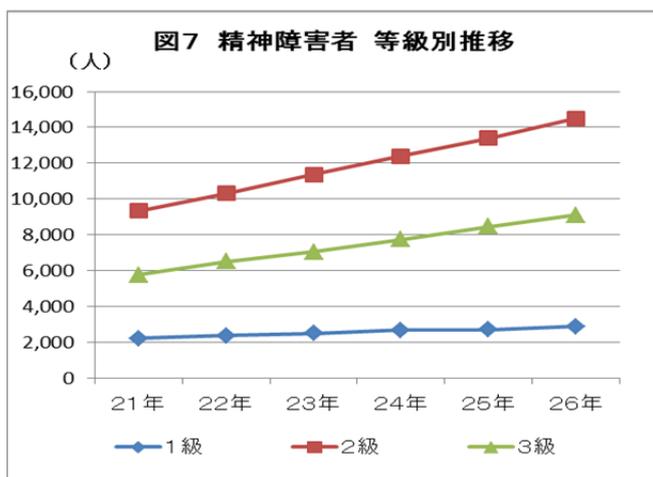
表7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移

	各年3月末時点(人)					
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
1級	2,206	2,355	2,499	2,669	2,694	2,870
2級	9,341	10,309	11,368	12,387	13,399	14,497
3級	5,757	6,488	7,045	7,729	8,445	9,108
計	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475

表8 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移

	各年3月末時点(人)					
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
20歳未満	139 (0.8%)	180 (0.9%)	234 (1.1%)	298 (1.3%)	408 (1.7%)	493 (1.9%)
20～65歳未満	15,111 (87.3%)	16,649 (86.9%)	18,156 (86.8%)	19,663 (86.3%)	20,952 (85.4%)	22,355 (84.4%)
65歳以上	2,054 (11.9%)	2,323 (12.1%)	2,522 (12.1%)	2,824 (12.4%)	3,178 (13.0%)	3,627 (13.7%)
計	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475

※精神障害者保健福祉手帳については、18歳未満での統計を取っていないため、20未満としています。



2 第2期の振り返り

(1) 第2期全体の構成について

第2期では、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心とし、また、障害者の力を存分に発揮していくことを念頭において「プランでめざす社会」を4つ設定しました。

そして、その社会を目指すために、第2期計画として重点的に進めていく項目を7つの「重点施策」として取りまとめました。また、ニーズ把握調査などの結果、特に重要で緊急と思われる課題認識を「将来にわたるあんしん施策」としてまとめ、「親亡き後の生活」・「高齢化・重度化」・「地域生活のためのきめ細やかな対応」といった視点を柱として、施策を着実に進めてきました。

プランでめざす社会

障害者が自らの意思で生活を決定することができる社会

障害者が住み慣れた地域で生活を送れる社会

障害者が安心して日々の生活を送れる社会

障害児の学習環境を整備し、生活を支えていく社会

「将来にわたるあんしん」という課題認識のもとで具体策の検討を行い、必要に応じて重点施策に位置づけて推進してきました。

- 障害者の人権の尊重と保障
- 障害者自身が解決する力の向上
- 生涯を通じて一貫した支援体制の整備
- 地域生活を継続するための施策の展開
- 当事者・地域・行政の協働
- 将来にわたるあんしんのための施策展開

将来にわたるあんしん施策
＜視点・課題認識＞

重点施策

- (1) 普及・啓発のさらなる充実
- (2) 相談支援システムの機能強化
- (3) 地域生活を総合的に支えるしくみの構築
- (4) 医療環境・医療体制の充実
- (5) 障害児支援の体制強化
- (6) 障害者の就労支援の一層の拡充強化
- (7) 発達障害児・者支援の体制整備

地域生活のためのきめ細かな対応

障害者の高齢化・重度化への対応

親亡き後も安心して地域生活を送れる
仕組みの構築

(2) 第2期で進めてきたこと

ア 将来にわたるあんしん施策

あんしん施策は、「在宅心身障害者手当」の質的転換策として、平成22年度から進めている施策です。

「在宅心身障害者手当」とは、障害のある方への在宅福祉サービスがほとんどなかった昭和48年につくられた制度です。その後、30年以上経過する中で、障害基礎年金の創設やグループホームや地域作業所、地域活動ホーム、ホームヘルプなど、在宅福祉サービスが充実してきました。

このような変化のもと障害者やその家族、学識経験者などが参加する「横浜市障害者施策推進協議会」で「在宅心身障害者手当」のあり方について話し合いを重ねました。その結果、個人に支給する手当を、多くの障害者や家族が切実に求めている「親亡き後の生活の安心」「障害者の高齢化・重度化への対応」などの必要な施策に転換すべきであると確認されました。

これらの声を受けて、本市では「在宅心身障害者手当」を廃止して、その財源を活用し、将来にわたるあんしんのための施策に転換することとしました。そこで、それらの施策を進めていくための課題認識を示すものとしてあんしん施策をとりまとめ、第2期の横浜市障害者プランに明記しました。

●親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組の構築

第2期策定時の当事者へのニーズ把握調査などでは、「親亡き後の不安」や「将来を見据えた支援」などの要望が多く聞こえてきました。

それを受けて、第2期では、障害のある人が地域で安心して暮らすために必要な、日常生活の見守りや障害の不安に関する相談等を行う「後見的支援制度」を開始しました。

また、常に医療的ケアが必要な重症心身障害児・者やその家族の地域での暮らしを支援するため、その支援機能を一体的に提供できる拠点として、多機能型拠点の整備を開始しました。

● 障害者の高齢化・重度化への対応

親亡き後の不安と並んで、多くの声が寄せられたのが、「高齢化に伴って、これまで自分で出来ていたことが出来なくなる」といった、「障害者の高齢化・重度化」による将来の不安でした。

これを受けて、第2期では、障害のある方が住みなれた地域で安心して暮らせるために、グループホームに長く住み続けられるよう、高齢化や重度化にも対応できる支援体制について、検討を進めてきました。

● 地域生活のためのきめ細やかな対応

障害のある方が住みなれた地域で安心して生活し続けるために、地域でともに支える仕組みづくりなど、一人ひとりの生活を個別に支援するための取組を充実させていくことが必要と考え、各施策を進めてきました。

第2期では、障害者の社会参加や活動範囲をさらに広げ、現行の移動支援策がより使いやすく、必要な人に必要な支援が適切に行われるように、移動支援施策体系の再構築に取り組みました。

また、障害の種類や程度に関わらず、安心して受診することができるような医療環境の充実に向けて、医療従事者の障害理解を深めるための研修等を実施してきました。

イ 重点施策

第2期の重点施策は、第1期での振り返りから、各項目においては、第1期に構築してきた内容を、より充実化させ、強化していくことが必要と考え、基本的な方向性を継承しながら、7つの項目を設定し、進めてきました。

また、これらの重点施策を進めていくにあたっては、障害特性や乳幼児期～高齢期におけるそれぞれのライフステージに応じた課題に対応していくという視点に立って施策の充実化に取り組んできました。

● 重点施策1 普及・啓発のさらなる充実

横浜市では、障害のある人もない人も同じように地域で生活することができる社会を実現するためには、すべての人が、疾病や障害に対する正しい理解を深めることが重要と考え、当事者や市民団体による普及・啓発活動への支援等に取り組んできました。

第2期では、市内の障害福祉関係団体・機関で組織する「セイフティーネットプロジェクト」への活動支援や、当事者による市庁舎等でのパン販売を行うことにより、障害理解の促進を図る「わたしは街のパン屋さん」事業を継続して実施してきました。

また、「障害者週間」の活用や、小学生を対象として、夏休み期間に車いすの利用や点字を読む体験を行うなど、障害理解促進のためのイベントを開催しました。

さらには、特別支援学校の児童生徒が、居住地の小中学校の児童生徒と一緒に学ぶための仕組みである、「副学籍の交流」を通じた学齢期への障害理解の促進など、さまざまな普及啓発を進めてきました。

●重点施策2 相談支援システムの機能強化

障害者やその家族が、地域で自立した生活を送ることができる社会を実現するために、どこに相談しても適切に課題解決が行えるようにするため、情報提供から一般相談、緊急性や専門性を必要とする相談を、一体的に支援していく相談体制の構築・推進に取り組んできました。

第2期では、相談支援システムを広めるために、各区の「地域自立支援協議会」などを活用した相談支援体制の普及活動に取り組むとともに、相談業務に係わる人材の育成を図るため、相談支援従事者初任者研修及び現任者研修に加え、事例検討研修等を実施してきました。また、平成25年度に研修体系の整理に向けた取組を開始するなど、相談体制の推進をしてきました。

さらには、平成24年度に、当事者相談を「ピア相談センター」として一つにまとめ、横浜ラポールにある社会参加推進センター内に設置し、平成25年度から相談員の相談支援機関等への派遣を開始しました。

●重点施策3 地域生活を総合的に支えるしくみの構築

障害のある方が、安心して地域での生活を継続していくためには、一人ひとりの障害特性や意向を踏まえた総合的な支援の仕組みを構築することが必要と考え、施策に取り組んできました。

第2期では、「社会福祉法人型障害者地域活動ホーム」や「精神障害者生活支援センター」、「多機能型拠点」の整備など、ハード面の整備を着実に実施するとともに、「障害者自立生活アシスタント事業」の推進や「移動支援施策体系の再構築」を行うなど、ソフト面における事業も着実に進め、地域で安心して暮らせるように、社会資源の充実化を図ってきました。

また、安心できる住まいの確保をめざし、グループホームの設置促進を図ってきました。

● 重点施策4 医療環境・医療体制の充実

障害児・者が地域社会で生活するためには、身近なところに安心して受診できる医療機関があり、

適切な医療を受けられることが必要と考え、医療環境の充実に取り組んできました。

第2期では、訪問看護師、障害児・者施設の看護師等が障害特性に対する知識や看護・介護技術

を習得するための研修を開催し、医療従事者への障害に係わる知識向上を図りました。

また、在宅療養中の重症心身障害児者の方が、家族による在宅での療養が一時的に困難に

なった場合、協力医療機関に一時的に入院することができる「メディカルショートステイ事業」

や、知的障害者の専門外来を実施する精神科医療機関に対し、「知的障害者対応専門外来」

運営費補助を新たに開始するなど、障害児・者の医療環境を整備してきました。

さらに、神奈川県精神神経科診療所協会の協力を得て、夜間、深夜、休日に精神保健指定医

に、精神科救急医療情報窓口の相談員が連絡を取り、精神症状急変時の対応方法について

相談ができる体制の確保や救急医療体制の整備を図るなど、医療環境・体制の充実化を図ってきました。

● 重点施策5 障害児支援の体制強化

障害児とその家族が、地域の中で安心して安定した生活を送り、自らの力で自らの生活を切り

開いていくことができるようになるためには、早期療育体制の拡充や、学齢期の障害児に対す

る個別支援や集団活動支援の推進・強化などのサービスの充実化が必要と考え、施策に取り組んできました。

第2期では、療育相談支援などを行う「地域療育センター」を、新たに1か所整備し、計8

か所とし、療育体制の充実を図るとともに、地域療育センターに専門スタッフを配置するこ

とで、^{がっこう}学校への^{しえん}支援の^{じゅうじつ}充実も^{はか}図りました。

また、^{がくれいこうき}学齢後期から^{せいじんき}成人期への^{きめ}切れ目の^{しえん}無い^{めざ}支援を^{しよめ}目指すため、^{がっこうきこう}3か所目となる^{がくれいしょうがい}中学校期以降の^{たいおう}学齢障害児の^{おこなうき}対応を行う^{せんもんきかん}既存専門機関を^{せっち}設置するとともに、^{かんけいきょく}関係局が^{ていきてき}定期的に^{かだいきょうゆう}課題共有・^{けんとう}検討を^{おこな}行いました。

さらに、^{したいふ}肢体不自由^{じゅうとくべつ}特別^{しえん}支援学校に^{かんごし}看護師を^{はいち}配置し、^{いりょうてきけ}医療的ケア^{あたいせいせいびとう}体制整備等^{じっし}を実施するなど、^{さーびす}サービスの^{じゅうじつか}充実化を^{はか}図ってきました。

●^{じゅうてんしさく}重点施策6 ^{しょうがいしゃ}障害者の^{しえん}就労支援の^{かくじゅうきょうか}一層の拡充強化

^{はたら}働くことを^{きぼう}希望する方^{かた}や^{はたら}働く^{のうりょく}能力がある^{しょうがいしゃ}障害者が、^あ当たり^{まえ}前に^{はたら}働ける^{しゃかい}社会を^{じつげん}実現するた^めめには、^{きぎょう}企業への^{しょうがいりかい}障害理解の^{そくしん}促進や、^{あんしん}安心して^{はたら}働^{つづ}き続けるための^{ていちゃくしえん}定着支援^{ひつよう}などが必要と^{かんが}考え、^{とく}施策に^と取り組んで^{きま}しました。

^{だい}第2期では、^き就労^{しゅうろう}相談^{そうだん}、^{ていちゃくしえんとう}定着支援等^{おこな}を行う「^{しょうがいしゃしゅうろうしえん}障害者就労支援センター」を、^{あら}新たに^{しよ}1か所^{せいび}整備し、^{しな}市内^{しな}9か所^{しよたいせい}体制とするなど、^{しゅうろうしえん}就労支援の^{じゅうじつか}充実化を^{はか}図りました。

また、^{しょうがいしゃこよう}障害者雇用を^{ひろ}広く^{けいはつ}啓発するための「^{はたら}働きたい！^{しんぽじうむ}あなたのシンポジウム」や、^{しな}市内^{きぎょう}企業^{しゅうろうしえんきかん}と就労支援機関をつなぐための「^{こべつそうだん}個別相談セミナー」を^{かいさい}開催し、^{こよう}雇用の^ば場の^{かくだい}拡大や^{きぎょう}企業への^{しょうがい}障害^{りかい}理解を^{そくしん}促進しました。

さらに、^{ねんど}25年度の「^{しょうがいしゃゆうせんちようたつすいしんほう}障害者優先調達推進法」^{しこう}施行に伴い、^{よこはまし}横浜市における「^{ちようたつほうしん}調達方針」^{さくてい}を^{くきょく}策定し、^{くきょく}区局等の^{ぶつびん}物品・^{えきむ}役務の^{ちようたつ}調達において、^{しょうがいしゃしせつとう}障害者施設等からの^{ゆうせんてき}優先的な^{ちようたつ}調達を^{すいしん}推進する^{ふくしてきしゅうろう}など、福祉的就労の^{じゅうじつ}充実も^{すす}進めて^{きま}しました。

● 重点施策 7 発達障害児・者支援の体制整備

発達障害についての社会的な関心が高まりを見せていることなどから、発達障害に対する理解の促進や発達障害児・者への支援の体系化を図る必要があると考え、発達障害児・者の支援等に関する検討を行う委員会できまざまなご意見をいただきながら施策に取り組んでまいりました。

第2期では、発達障害に関する相談支援、就労支援、発達支援、研修の実施等を行う「発達障害者支援センター」が、市内2区において相談支援機関を巡回し、フォローを行う「サポートコーチ事業」をモデル実施し、地域の相談機関のスキルアップを図るとともに、相談支援機関と発達障害者支援センターの連携を強化する仕組みの地盤を作りました。

また、発達障害者に特化し、利用期間を制限したうえで、コーディネーターが地域での生活に向けた支援を行う住まいの場として「サポートホーム事業」を実施しました。その他、発達障害の特性を有しているものの、確定診断や障害者手帳のない方々に対して、実践的な就労体験を通じた自己理解の場の提供と支援手法の開発を目的とした「横浜市発達障害者就労支援事業」をモデル実施し、今後の発達障害者の就労支援の検討を行うなど、発達障害児・者支援の体制整備を進めてまいりました。

(3) 第2期を踏まえた今後の施策推進の視点

第2期での取組を踏まえた今後の施策推進は、次の視点が重要と考えられます。

● 障害状況に合わせた支援やライフステージを一貫した支援の必要性

第2期では、身体・知的・精神の3障害に加えて、難病や発達障害、高次脳機能障害などこれまでの障害認定基準ではとらえきれない方々のニーズにも対応できるよう、障害状況に合

わせた支援を進めてきました。

また、「障害児を育てる家族が不安や困難を感じることなく、適した教育を受け、成長し、本人の自己選択と自己決定ができる生活支援と生活基盤の充実」を図っていくことも計画に位置づけ、ライフステージに応じた支援体制の構築を進めてきました。

しかし、障害状況に合わせたきめ細かい対応がまだ十分でなかったり、学齢期における支援が行き届いていない現状があります。

また、現在のように少しずつ地域における社会資源が整ってきたなかで、障害者が安心して生活し続けていくためには、本人が生活における主体性を獲得する力（エンパワメント）を、引き出し、高めていくための支援も必要です。

そこで、学齢期における相談支援体制の充実や療育と教育との連携強化をはじめ、卒業後の企業就労の促進や施設等での福祉的就労の充実などの、本人のライフステージを通して一貫した支援の強化と、自己選択・自己決定のためには、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力（エンパワメント）への支援が基本という視点を持って、施策に取り組んでいきます。

素案骨子（案） P.12

● 障害者の高齢化・重度化への対応

高齢者の増加が進み、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」に象徴されるように、今後10数年間で、全国的に高齢化が一層進んでいくことが予測されています。横浜市においても、2025年には、約3.8人に1人が65歳以上になることが見込まれています。

そのような中で、障害者は、比較的早い段階から高齢症状が出現する方がいるといった声

が、現場の職員から聞こえてきています。高齢化すると、体力や運動機能の低下、病気への抵抗力などが弱くなり、新たな病気やけがのリスクも高くなります。それに加えて、日常生活での主な身辺動作や活動、社会生活への参加などに（急激な変化でなくても）少しずつ不自由さや困難性が増えてくるため、見守りや介助などの具体的支援が不可欠な状態になります。今回のプラン策定のために実施したアンケートでは、「高齢化で、これまでと同じように生活環境を続けていけるかが不安」といった声があがっています

そのため、今後もこれまでと同様に「高齢化・重度化」の進展を踏まえた施策展開が求められます。

また、障害者本人はもちろんのこと、親（家族）の高齢化も考えていかななくてはなりません。これまで支えていた家族の高齢化により、本人が従来通りの生活を続けることが難しくなるといったことが、今後さらに増えていくことが予想されます。

これらの問題に対応していくためには、現在の障害者の生活状況を丁寧に把握しながら、家族を含めて障害者が地域で生活していくことを支える仕組みの充実が求められます。

● 将来にわたるあんしん施策の継承

第2期では、「あんしん施策」として、①親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組の構築、②障害者の高齢化・重度化への対応、③地域生活のためのきめ細かな対応という項目を中心に、様々な取組を推進してきました。

しかし、「あんしん施策」を実施して数年経った今でも、未だにグループインタビューやアンケートからは、引き続いて、親亡き後の不安の解消が求められている現状があります。

今後も「あんしん施策」で確認された課題については、当事者やご家族の方などのご意見をい

ただきながら、^{けいぞく} ^{とく} ^く ^{ひつよう} ^{かんが} ^{とうじしゃ} ^{かぞく}
継続して取り組んでいく必要があると 考 えています。また、当事者や家族の
に ^ず ^{ばめん} ^{けいぞく} ^{はあく} ^{しきく} ^{しょうがいふくし}
ニーズをあらゆる場面で継続して把握していき、「あんしん施策」だけにとどまらず障害福祉
^{しきくぜんたい} ^{ひろ} ^{いったいてき} ^{すす} ^{おお} ^{しょうがいしゃ} ^{かぞく} ^{ふあん} ^{こた}
施策全体に広げ、一体的に進めていくことで、多くの障害者や家族の不安に^{こた}えていくことが
^{じゅうよう} ^{とうぜん} ^{しきく} ^{さくてい} ^じ ^{してん} ^{けいしょう} ^{さまざま} ^{しきくてんかい}
重要であり、当然のことながら、「あんしん施策」策定時の視点を継 承しながら、様々な施策展開
^{はか}
を図っていきます。

素案骨子（案）P.13

第Ⅲ章 第3期の基本目標とテーマ

1 第3期の取組の方向性

^{だい3き} ^{しょうがい} ^{しゅべつ} ^{かか} ^{しょうがいじ} ^{もの} ^{いちしみん} ^{あたりまえ} ^{せいかつかんきょう}
第3期は、障害の種別に係わらず、すべての障害児・者が一市民として、当たり前の生活環境
^{みずか} ^{せんたく} ^{かくとく} ^{きほんもくひょう} ^{せってい}
を自ら選択し、獲得していけることをねらいとした、基本目標を設定しています。

また、^{きほんもくひょう} ^{たっせい} ^む ^{せいかつ} ^{ぼめん} ^{てーま} ^{せってい} ^{しょうがいふくし}
基本目標の達成に向けて、生活の場面ごとに、5つの「テーマ」を設定し、障害福祉
^{せさく} ^{とりくみ} ^{ほうこうせい} ^{しめ}
施策の取組の方向性を示しました。

《第2期の振り返り》

普及・啓発のさらなる充実

^{しょうがいしゃしゅうかん} ^{かか} ^い ^{べん} ^と ^{じっし} ^{しょうがいりかい} ^{かつどう} ^{すす}
障害者週間に係わるイベントの実施など、障害理解の活動を進めてきました。しかし、まだ
^{りかい} ^{すす} ^{こえ}
「理解が進んでいない」という声があります。

相談支援システムの機能強化

^{かくく} ^{ちいき} ^{じりつ} ^{しえんきょうぎ} ^{かいどう} ^{そうだんしえんたいせい} ^{こうちく} ^{きょうか} ^{すす}
各区の地域自立支援協議会等で相談支援体制の構築と強化を進めてきました。しかし、まだ「ど

ここに相談したら良いか分からない」という声があります。

地域生活を総合的に支える仕組みの構築

地域のハード面・ソフト面における社会資源整備を進め、充実してきています。しかし、まだ

「制度が複雑で、分からない」「障害に合った住まいがほしい」などの声があります。

医療環境・医療体制の充実

医療従事者への障害理解や、看護師への障害特性の知識・技術を習得する研修を実施してき

ました。しかし、まだ「身近でかかれる医療機関がない」という声があります。

障害児支援の体制強化

地域療育センターの整備を進め、療育体制を拡充しました。しかし、障害のあるこどもの

割合が増えてきており、まだ「早期発見・早期療育の充実」を求める声があります。

障害者の就労支援の一層の拡充強化

就労支援センターの増設など、障害者の就労支援を進めました。しかし、企業等の法定雇用率

の引き上げ等、社会的関心は高く、依然として障害者雇用促進の声が多くあり、定着支援の

ニーズも高まっています。

発達障害児・者支援の体制整備

発達障害に関するさまざまな検討を行い、相談支援や住まいの場、就労等に関する取組を

進めてきました。しかし、依然として障害特性に応じた支援体制の充実などを求める声があり

ます。

《今後、取り組むべき項目》

課題①<障害理解と相談支援体制の推進>

障害者自身が、他人の言動や対応・配慮などで悩むことが多いなど、未だ障害理解の促進が必要な状況です。

また、障害者自身が、その悩み・不安を相談できるような仕組みや場所が、まだ十分に認知されていません。そこで、相談支援体制の周知や、わかりやすく、障害状況に応じた情報提供、緊急時も含めた相談支援の充実等が必要となっています。

課題②<障害状況に応じた住まいの充実>

障害者が住みたいところに住めないという状況が依然としてあります。このような中、高齢化・重度化への対応だけでなく、知的の遅れのない発達障害等も含めた障害状況や生活状況など、一人ひとりに合った住まいが選べるような仕組みや支援が求められています。

課題③<安心して暮らせる生活環境の充実>

障害者が安心して地域で生活するためには、親亡き後の生活の安心や、ハード・ソフト面でのバリアフリーが進んだ環境が必要となっています。

また、障害者にとって身近な医療機関が未だ少なく、気兼ねなく医療を受けることができていません。そのため、医療を必要としている障害者が地域で生活していくため、福祉と医療を繋ぐ施策の充実が必要です。

課題④<療育・教育の充実>

障害児が、横浜で安心して学び・育っていくためには、近年増加している発達障害児を含めて、

療育、学校、通所先などのより一層の連携充実が必要となっています。

また、幼児期から、学齢期・成人期・高齢期までの一体的な支援体制の充実のためには、それを支える人材の確保と育成が欠かせません。

課題⑤<社会参加支援の充実>

「働きたい」と願う障害者と企業等が求める人材とには、差があることも多いなど、マッチングの部分に課題があります。また、障害者の就労に関しては生活面での安定も含めた定着支援の充実が必要となっています。

また、障害状況などにより、企業で働くことが困難であっても、施設での福祉的就労や余暇活動等の充実により、社会参加が促進されるような仕組みづくりも必要です。

素案骨子（案） P.14

基本目標

自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す

テーマ1 出会う・つながる・助け合う

普及啓発…持続的な普及啓発の促進、学齢期への重点的な普及啓発

相談支援…相談支援体制の再構築及び推進

情報の保障…行政情報における合理的配慮の確立

災害対策…災害時の自助・共助・公助の仕組みの浸透

テーマ2 住む、そして暮らす

住まい…障害状況に合わせた住まいの充実、高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

暮らし…地域での生活を支える仕組みの充実、本人の生活力を引き出す支援の充実

テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす

健康医療…医療環境のさらなる整備、障害者も参加しやすい保健施策の検討、救急医療体制

の充実

バリアフリー…さらなるバリアフリーの推進

権利擁護…虐待防止の取組みの浸透、差別解消法に基づく取組み、成年後見制度の利用促進

テーマ4 いきる力を学び・育む

療育…早期療育体制の充実、学齢障害児の支援の充実

教育…療育と教育の連携による切れ目のない支援、教育環境・教育活動の充実、教育か

ら就労への支援

人材確保育成…障害福祉従事者の確保と育成、当事者による支援体制の充実

テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

就労…一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実、福祉施設から企業就労へ

福祉的就労…作業の充実と工賃向上

日中活動…日中活動場所の拡充

移動支援…移動支援の充実による社会参加の促進

余暇活動…文化・芸術活動の推進、スポーツ活動の推進

2 生活の場面ごとのテーマ

1 出会う・つながる・助け合う

幼少期、学齢期から障害のある方々と出会い・つながり、相互理解を深めていくことで、障害の特性や、対応などをお互いに理解し、日ごろの生活から災害等の緊急時にも支えあい・助け合うことができるまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、障害のある人たちの生活を支え、困ったときにいつでも相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる支援体制を構築することが必要です。

また、障害特性に応じて、必要な情報を適切に発信するとともに、障害理解に向けた普及啓発、相談支援体制の整理と相談窓口の明確化、平成28年4月施行となる障害者差別解消法を踏まえた行政から発信する情報の保障及び災害への備えを進めていきます。

《当事者からの主な意見》

- ・どんなことに困るのかを体験してもらうことが大事。障害が多様であることを知ってもらいたい。
 - ・何かあったら聞いてくださいといわれるが、何が分からないのかが分からない。
 - ・防災訓練などの情報が、あとで回ってきた町内会の回覧板などで知った（後で知った）。
- 地域防災拠点における訓練について、触れ合わないと、理解してもらえない。

(1) 普及啓発

障害のある人もない人も共に地域で安心して自立した生活を送ることができる社会を目指して、

疾病や障害に対する正しい理解の促進に努めてきました。しかし、グループインタビューやアンケート結果では、外出時に嫌な思いをしたり、他人の言動や対応で悩むとの意見もあり、まだまだ障害児・者への正しい理解や配慮は求められています。

そこで、引き続き幼少期、学齢期から障害を理解し、交流を深められるよう相互理解に向けた教育や取り組みを進めていきます。また、地域住民への啓発、住民との交流や、日頃の生活の中でふれあえる仕組みづくりなど、さまざまな取り組みを通じて障害理解を進めていきます。

◇取組の方向性◇

■持続的な普及啓発の促進

■学齢期への重点的な普及啓発

素案骨子（案）P.16

（2）相談支援

障害者やその家族が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行えるよう、体制整備を進めてきました。しかし、障害者が困ったときに相談する場所としては、依然として区役所が中心であり、区役所以外の相談機関がまだまだ認知されていない状況で、どこに相談したら良いかわからないという意見も多く聞かれます。このように、相談支援体制の周知など、相談における社会資源の整理とわかりやすい情報提供とともに、相談支援のプロセスの中で、本人の解決する力を高めていくことが求められています。

そこで、どこに相談しても、各相談支援機関等が連携して対応できる仕組みづくりを進めると

ともに、横浜市がこれまで構築してきた相談支援体制の全体像を整理します。さらに、障害福祉サービスを活用して障害児・者が希望する暮らしを実現するため、本人の主体性を高めながら、生活全体の目標等をまとめたサービス利用計画の推進をしていきます。

また、障害児・者支援における地域課題を検討するため、各区で実施している地域自立支援協議会の機能強化と活性化を図り、地域性を踏まえた体制やネットワークづくりを支援します。

◇取組の方向性◇

■相談支援体制の再構築及び推進

(3) 情報の保障

情報化社会の発展に伴い、携帯電話、スマートフォン、パソコンなど情報機器をはじめ、情報の伝達や入手の方法は多様化してきました。しかし、障害のある方はその特性により、情報入手に困難を伴う場合があります。また、行政情報の提供にあたり、情報が遅滞なく確実に伝わることを求められています。

そこで、障害の特性に対応した情報の発信や、障害者が生活に必要な情報を取得するための支援を行います。障害者差別解消法の趣旨を基本としながら、横浜市からの情報発信や、関係機関、民間事業者等による情報発信の取り組みが行われるための方策を検討します。

また、適切な情報の保障が担保されることを含め、障害者差別解消法の対応にかかる相談機関の設置を検討します。

◇取組の方向性◇

■行政情報における合理的配慮の確立

(4) 災害対策

災害発生時に、要援護者の安否確認等が迅速に行える災害時要援護者支援の推進や、災害発生時に安心して避難所で生活ができるよう、障害児・者等のための二次的な避難所である特別避難場所等への備蓄や小中学校などの地域防災拠点への多目的トイレの整備などを行ってきました。

しかし、近年の防災意識の高まりから、現在の避難所（地域防災拠点）へは、行くことができない、避難所で障害者自身がどう過ごしていけるか不安が多いなど、障害者の被災時の支援体制について、対応が求められています。

そこで、災害時でも、身近な地域の避難所で、安心して避難生活が送れるよう、障害特性に応じた対応が行えるようにするための情報提供のあり方や、地域での防災訓練に障害者がともに参加できるような、自助・共助への支援等も含め検討します。

◇取組の方向性◇

■災害時の自助・共助・公助の仕組みの浸透

素案骨子（案） P.18 は空白のページ

素案骨子（案） P.19

2 住む、そして暮らす

社会資源の充実は進んできていますが、障害者が、自分の障害にあった暮らしを選択することが、まだまだ十分できているとは言えません。

どんな障害があっても、できる限り、自ら「住まいの場」を選択し、住みなれた地域で安心して

く暮らし・生活し続けることができるまち、よこはまめざを指します。

そのためには、まず「住まいの場」を確保することが必要です。そして、そこで暮らし続けていくために毎日の生活を通じて、課題を明きらかにしていくことが重要です。障害特性の理解に合わせて、その課題を解決するための施策を充実させていくことが求められています。そのためには、多様な形態の住まいのあり方や、地域での充実した生活の実現に必要な施策を検討していきます。

《当事者からの主な意見》

- ・自分の生活力が上がって不安がなくなったら、いずれはグループホームを出てひとり暮らしをしたい。そして、色々などころに自由に外出したい。
- ・障害が重くても、家族の支援さえあれば、在宅で生活できる。施設かグループホームかではなく、在宅生活の幅を広げていくことも一つの方法。

(1) 住まい

住まいは、生活の基本であり、誰もが可能な限り住み慣れた場所で住み続けられるようになっていくことが望まれます。しかし、障害状況や高齢化・重度化により、今の住まいで住み続けることが困難になる場合も想定されます。そのような場合でも、障害の状態やその時々の方の本人の状況に合ったところで生活できるような仕組みが求められています。

そこで、本人の希望や状況に適した場所に住むことができるなど、様々なニーズに応えられるよう、高齢化・重度化や多様な形態の住まいについての検討を進めていきます。

◇^{とりくみ ほうこうせい}取組の方向性◇

■^{しょうがいじょうきょう す せんたくし じゅうじつ}障害状況にあわせた住まいの選択肢の充実

■^{こうれいか じゅうどか ふ す こうちく}高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

素案骨子（案）P.20

(2) 暮らし

^{とうじしゃむ じっし あんけーと こんご きぼう せいかつ きほんてき げんざい せいかつ}
当事者向けに実施したアンケートから、今後の希望する生活について、基本的に「現在の生活を
^{か かんが かつ おお けっか す な す}
変えたくない」と考えている方が多いという結果がでています。このことから、住み慣れた住まい
^{ひ つづ せいかつ しえん もと}
で、引き続き、生活していけるような支援が求められています。

^{みづか せんたく す あんしん く せいかつ かだい}
そこで、自ら選択した住まいで、安心して暮らしていけるように、暮らし（生活）における課題
^{かいけつ せさく すいしん ほんにん せいかつりょく ひ だ しえん じゅうじつ ほかって}
を解決するための施策を推進するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図っていき
ます。

^{いりょうてき け などせんもんてき しえん ひつよう かつ たい せさく けんとう}
また、医療的ケア等専門的な支援が必要な方に対する施策についても検討していきます。

◇^{とりくみ ほうこうせい}取組の方向性◇

■^{ちいき せいかつ ささ しく じゅうじつ}地域での生活を支える仕組みの充実

■^{ほんにん せいかつりょく ひ だ しえん じゅうじつ}本人の生活力を引き出す支援の充実

素案骨子（案）P.21

3 ^{まいにち あんしん すこ す}毎日を安心して健やかに過ごす

^{まいとしじっし しみんいしきちようさ しんぱい こま じぶん びょうき ろうご}
毎年実施する市民意識調査において、心配ごとや困っていることとして「自分の病気や老後のこ
^{あ ほう もっと おお しょうがいじ しゃ かぞく けんこう せいかつじょう ふあんかいしよう かだい}
と」を挙げる方が最も多く、障害児・者やその家族にとっても健康や生活上の不安解消が課題

であることや、障害のあるわが子が「親亡き後」にどうやって生きていくのかも大きな課題です。

障害のあるなしに係わらず、お互いを尊重し、障害児・者の誰もが、毎日を安心して過ごし、健やかに育ち、ともに生きていくことができるまちを目指していきます。

そのために、「よこはま保健医療プラン2013」や「第2期健康横浜21」にも位置づけられている「医療受診環境の向上」や「障害特性を踏まえた心身の健康対策」等を推進し、かつ、在宅の障害児・者の福祉・保健・医療のネットワークの構築等を進めていきます。

また、生活環境のバリアフリーや権利擁護の推進は引き続き必要であり、制度やハード面での整備と併せ、障害児・者の誰もが毎日を安心して過ごすことのできるように、ソフト面にも取り組んでいきます。

《当事者からの主な意見》

- ・障害者を診てくれる病院が地域に増えれば、地域で安心して暮らすことができる。特に、障害者を手厚くしてもらいたいわけではなく、当たり前のように、病院に通い、生活を安定していける。
- ・障害者理解をしてくれる医療機関は本当に少ないように感じる。
- ・予防医療という観点を考えていく必要があるのではないか。
- ・重症心身障害者のように、医療との関係が切り離せない障害者もいる。医者にはその対応に慣れて欲しい。

(1) 健康・医療

核家族化や介護者の高齢化だけでなく、障害者自身の高齢化・重度化も今後さらに進むと予測さ

れる^{げんざい}現在、^{しょうがい}障害の^{じゅうどか}重度化の^{よぼう}予防、^{せいかつしゅうかんびょう}生活習慣病の^{よぼう}予防・^{がっぺいしょう}合併症や^{じゅうしょうかよぼう}重症化予防は、^{ちいき}地域の中で^{なか}安心して^{あんしん}育ち、^{そだ}生きていく^い上で^{うえ}非常に^{ひじょう}重要^{じゅうよう}です。

そこで、^{しょうがいとくせい}障害特性を^{りかい}理解した^{たいおう}対応ができる^{いりょうきかん}医療機関・^{いりょうじゅうじしゃ}医療従事者を^{いくせい}育成するだけでなく、^{ねつとわーくか}ネットワーク化による^{いりょうきのう}医療機能の^{じゅうじつか}充実化を^{はか}図り、^{いざ}いざという^{とき}時にも^{すみ}速やかに^{たいおう}対応できる^{いりょう}医療環境の^{かんきょう}整備や、^{せいび}一市民として^{いちしみん}あたり^あ前に^{まえ}健康サポート^{けんこうさぽーと}を受けられる^{しゅく}仕組みなど、^{ほけん}保健・^{いりょう}医療の^{じゅうじつ}充実をはかります。また、^{しょうがいとくせい}障害特性や^{らいふすてーじ}ライフステージに^{おう}応じた^{せいかつしゅうかんびょう}生活習慣病の^{よぼう}予防などの^{ふきゅう}普及啓発^{けいはつ}を進めて^{すす}いきます。

◇^{とりくみ}取組の^{ほうこうせい}方向性◇

■^{いりょうかんきょう}医療環境の^{せいび}さらなる整備

■^{きゅうきゅういりょうたいせい}救急医療体制の^{じゅうじつ}充実

■^{しょうがいしゃ}障害者も^{さんか}参加しやすい^{ほけんせさく}保健施策の^{けんとう}検討

素案骨子（案）P.22

(2) ^{ばりあふりー}バリアフリー

^{ばりあふりー}バリアフリーの^{とりくみ}取組は^{すす}進み、^{ことば}言葉としても^{しゃかいいっばん}社会一般に^{にんち}認知されてきています。しかし、^{しょうがいしゃ}障害者の^{しゃかいさんか}社会参加や^{かつどう}活動も^{ひろ}広がってきたなかでは、^{ひつづ}引き続き、^{しょうがいじょうきょう}障害状況に^{はいりよ}配慮した^{ばりあふりー}バリアフリーの^{すいしん}推進が^{もと}求められています。

そこで、^{はーどめん}ハード面の^{ばりあふりーか}バリアフリー化の^{とりくみ}取組を^{けいぞく}継続するとともに、^{しみんひとり}市民一人ひとりの^{しょうがい}障害に^{たい}対する^{りかい}理解が^{すこ}少しずつ^{ひろ}広がるよう、^{そふとめん}ソフト面での^{とりくみ}取組を^{あわ}併せて^{すいしん}推進します。

◇とりくみ ほうこうせい取組の方向性◇

■ぼりあふりー すいしん さいけいさらなるバリアフリーの推進（再掲）

■じぞくてき ふきゅうけいはつ そくしん持続的な普及啓発の促進

(3) けんりようご権利擁護

しょうがいじ しゃ けつ とくべつ せんざい障害児・者は、決して特別な存在ではありません。にほん しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん こくない ほうりつ日本が障害者権利条約を批准し、国内の法律
せいび すす しょうがいしゃ けんりようご よこはまし せつきよくてき と くの整備が進められるなか、障害者の権利擁護について、横浜市としても積極的に取り組み、あ
せいかつ しく こうちく もとんしんして生活できる仕組みの構築が求められています。

すべて ひと しょうがい わ へだ そうご じんかく こせいそこで、全ての人が障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を
そんちよう あ きょうせい しゃがい よこはま じつげん しょうがいしゃさべつ尊重し合いながら共生する社会を、この横浜で実現することができるよう、障害者差別
かいしょうほうとう しゅし きほん ひと とりくみ ちやくじつ すす しみん しんとう解消法等の趣旨を基本としながら、一つひとつの取組を着実に進めるとともに、市民への浸透
はかを図っていきます。

◇とりくみ ほうこうせい取組の方向性◇

■ぎゃくたいぼうし とりくみ しんとう虐待防止の取組の浸透

■さべつかいしょうほう もと とりくみ差別解消法に基づく取組

■せいねんこうけんせいど りようそくしん成年後見制度の利用促進

素案骨子（案）P.23

4 ちから まな はぐくいきる力を学び・育む

しょうがいじ ふ障害児が増えてきているなかでは、そうきはっけん そうきりょういくし すてむ しく りょういく きょういく早期発見・早期療育システムの仕組みや、療育と教育の

れんけい　じゅうぶん　い
連携がまだまだ十分とは言えません。

にゅうようじき　がくれいき　つう　かぞく　とも　がっこう　せんせい　おとな　かた
乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちとかかわり、語りあい、
まな　い　ちから　み
学びあい、生きる力を身につけていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、にゅうようじき　がくれいき　せいねんき　こうれいき　らいふすてーじ　つう　いっかん
た支援体制の構築という視点を踏まえたうえでの施策展開をしていくことが求められています。

とく　はったつ　そうき　おこな　りょういく　じゅうじつ　がくれいき　こま　たいおう　ご
特に、発達はったつの早期そうきに行われる療育りょういくの充実おこなや学齢期じゅうじつにおけるきめ細やかな対応がくれいきは、その後の
せいちょう　じゅうよう
成長せいちょうにとって重要じゅうようです。

そこで、その視点を踏まえ、してん　ふ　ちいきりょういく　せん　た　ー　ちゅうしん　そうきりょういくたいせい　じゅうじつ　きょういく
環境してんの充実ふを進めていきます。

また、このようにとりくみとう　えんかつ　すす　しょうがいじ　もの　ささ　じんざい　かくほ　いくせい
や、そのためのとりくみ　きょうか　すす
取組等とりくみとうを円滑えんかつに進めていくためには、障害児・者しょうがいじを支える人材ものの確保・育成ささ
や、そのための取組とりくみの強化きょうかを進めていきます。

《当事者からの主な意見》

- ちいきりょういく　せん　た　ー　など　ま　じかん　ねんねんぞうか　そうだんいん　ぞういん
・地域療育センター等の待ち時間が年々増加してきている。相談員の増員などをしてもらいたい。
- りょういく　せん　た　ー　がっこう　お　すす　じかん　ぼしよ　こま
・療育センターか、学校などが終わって過ごす時間、場所が困る。
- いま　だんかい　さーびす　じゅうじつ　まちが　ほんにん
・今のこどもの段階では、サービスが充実してきている。そこを間違っていると、本人
ちから　つ　しょき　だんかい　ほんにん　はじ　あた
に力が付かない。初期の段階で、本人にきっかけ（やり始め）をどう与えていくかだと
おも
思う。

(1) 療育

ちいきりょういく　せん　た　ー　やくわり　ひじょう　に　ー　ず　たか　じゅうよう　しゃかいしげん　ひつよう　ひと　ひつよう
地域療育センターの役割は非常にニーズが高く重要な社会資源です。必要な人が必要なときに

療育を受けられるためにも、地域療育センターの機能の充実が求められています。

そこで、障害児とその家族が、地域の中で安心して安定した生活を送り、自らの力で自らの生活を切り開いていくことができるよう、今後も継続して様々な福祉サービスの充実を図ります。それとともに、引き続き、学齢期の障害児に対する個別支援や集団活動支援の推進していきます。

◇取組の方向性◇

■早期療育体制の充実

■学齢障害児の支援の充実

素案骨子（案）P.24

（2）教育

小中学校在籍者数が減少している中で、発達障害など特別な支援が必要な子どもたちの増加や、障害の重度化・多様化している状況を踏まえ、福祉・療育と教育の連携強化による、子ども一人ひとりの障害の状態や特性に対応した支援の充実が求められています。

そこで、支援の必要な子ども一人ひとりのニーズに対応するため、地域療育センター等による学校支援や保育所・幼稚園・小学校の連携による切れ目のない一貫した支援、教員の専門性の向上と指導・支援体制の充実、特別支援学校の再編整備による教育環境や教育活動の充実、福祉と連携した就労支援の充実を進めます。

◇取組の方向性◇

■療育と教育の連携による切れ目のない支援

■教育環境・教育活動の充実

■ 教育から就労への支援

(3) 人材確保・育成

近年、施設などの社会資源の充実化を図りましたが、障害福祉施設を運営している法人は、現場で働く人材の確保に苦慮しているのが現状です。たとえ、人材が確保できたとしても、なかなか定着しなかったり、人材を育成するのが難しいという声も聞こえてきています。行政としても、各施策における人材確保・育成を推進していくことが求められています。

そこで、横浜市内のそれぞれの障害福祉現場で働く人材の確保や育成について、民間事業者等関係機関と協同した取組を継続して行っていきます。また、人材確保に向けた仕組み等の構築を目指すなど、効率的な実施手法の検討を行っていきます。

◇取組の方向性◇

■ 障害福祉従事者の確保と育成

■ 当事者による支援体制の充実

素案骨子（案）P.25

5 働く・活動する・余暇を楽しむ

障害のあるなしに関わらず「働く」ということは、自立した生活につながることや、生きがい高めるなど、とても大事なことです。また、「働く」とは、企業等で働くことはもちろんのこと、通っている施設で行う、いろいろな作業も含まれます。

どこで何をして働くか、どこでどのように過ごすかは人それぞれ違うため、その人にあった

支援しえんが必要ひつようです。

よって、一人ひとりひとりの適性てきせいや希望きぼうに合った仕事あを見つけることができ、外出がいしゅつしたり、趣味しゅみに没頭ぼつとうしたり、スポーツすぽーつをしたりと、色々いろいろな余暇よかが充実じゅうじつしたまち、よこはまよこはまを目指めざします。

そのためには、企業等きぎょうとうで働きたいはたらと願う人ねがが「働くこと」・「働き続けること」ための就労支援しゅうろうしえんや、地域ちいきの障害者施設しょうがいしゃしせつでの作業さぎょうを充実じゅうじつさせることで収入しゅうにゅう（工賃こうちん）を向上こうじょうさせる仕組みしくづくりを進めすすていきます。

また、施設しせつを利用りようされる人ひとが、住み慣れた地域ちいきで一人ひとりひとりの力ちからにあった施設しせつを選択せんたくできる仕組みしくや、これらを支える移動さきのサポートいどうの充実さぼーとや余暇活動じゅうじつの充実よかを進めすすていきます。

《当事者どうじしゃからの主な意見おもいけん》

- ・働くなかでの困りごとこまを、何でも相談なんできる人そうだんが必要ひと。社内ひつようでのコミュニケーションしゃないを進めこみるためには、同じ境遇おなの人きょうぐうが必要ひと。
- ・自分じぶんのやりたいことができたり、仲間関係なまかんけいが良かったから、通い始めよた。
- ・学校卒業がっこうそつぎょうご後の行先いきさきが無く、不安なを感じるふあん。
- ・成人せいじんした障害者しょうがいしゃへの余暇支援よかが必要しえん。

(1) 就労しゅうろう

「障害者雇用促進法しょうがいしゃこようそくしんほう」の改正かいせいによる企業等きぎょうとうに対する法定雇用率たいの引き上げなど、障害者雇用しょうがいしゃこようをとり巻く環境まは着実かんきょうに進んでちやくじついます。障害者しょうがいしゃの就労支援しゅうろうしえんのニーズにが高またかっていると同時に、雇用後こようごに安心あんしんして働き続けるための定着支援はたらが重要ていちゃくしえんといえます。また、精神障害せいしんしょうがいや発達障害はつたつしょうがいのある方かたなど、個々の障害特性こに合わせたきめ細かな支援しえんや、企業等きぎょうとうの障害理解しょうがいりかいを進めすすること

もと
が求められています。

そこで、障害者就労支援センターを中心に、就労支援の促進と雇用後の定着支援にと取り組みます。安定した雇用を支えるための生活支援など、各地域の関係機関との連携を強化します。また、多様化する就労支援ニーズに対応できるよう、支援者のスキルアップ・人材育成や、企業等に対する障害者雇用の普及啓発を進めていきます。

◇取組の方向性◇

■福祉施設から企業就労へ

■一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

素案骨子（案） P.26

(2) 福祉的就労

企業等での就労が困難な方など、地域の障害者施設に通い、そこでの「福祉的就労」に従事される方の収入（工賃）を向上させることも障害のある方の自立を支えるうえで重要といえます。

そこで、「障害者優先調達推進法」に基づき、官公需における障害者施設等への優先的な調達に努めるとともに、引き続き、企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大にと取り組みます。また、施設情報の集約や受注体制の構築など、福祉的就労を充実させていくための仕組みづくりを進めていきます。

◇取組の方向性◇

■作業の充実と工賃向上

(3) 日中活動

本人の希望や、その人の状態にあった日中の活動場所の充実が求められています。

そこで、障害特性や個々の状態に合わせて、過ごす場所を選ぶことができるようにする必要があります。障害者自身が、自分に適した日中活動場所を選択できるようにするため、各事業所が、それぞれの特徴を活かした運営ができるような仕組みを検討していきます。

◇取組の方向性◇

■日中活動場所の拡充

(4) 移動支援

移動支援施策体系の再構築等により、ガイドヘルプなどの障害者の移動を支える制度は拡充されていますが、それらの制度をさらに有効に利用できるような取組が求められています。

そこで、本人の希望に沿った移動支援に関する情報を整理して提供できる体制を充実させるとともに、引き続きヘルパー等の担い手の確保に取り組み、制度を円滑に利用できるようにします。また、通所等の社会参加を一層効果的に進める送迎の仕組みを検討します。

◇取組の方向性◇

■移動支援の充実による社会参加の促進

素案骨子（案）P.27

(5) 余暇活動

余暇活動は、人生を楽しむための大きな要素であることはもちろん、社会参加のきっかけや就労

意欲の向上にもつながります。一方で、スポーツ・文化をはじめとするさまざまな余暇活動を

楽しむ場や機会が少なかったり、それらの情報が入手しづらいといった課題があります。

そこで、スポーツ・文化活動を行う場所や発表の機会などの充実を進めつつ、活動団体の

取り組みの情報を発信することなどにより、多くの方が参加しやすい環境を整えとともに、

活動している方にとっての生きがいに、つなげていきます。

また、スポーツ・文化活動にとらわれず、さまざまな余暇活動の場の充実を進めます。

◇取組の方向性◇

■文化・芸術活動の推進

■スポーツ活動の推進

素案骨子（案） P.28

第Ⅳ章 PDCAサイクルによる計画の見直し

「第3期横浜市障害者プラン」は、平成27年度から32年度までの6年間を計画期間としていますが、3年後の平成30年度には、「横浜市障害福祉計画」の改定を行う予定のため、それに併せて計画の見直しを行う予定です。

見直しにあたっては、プランの進行管理、進捗についての評価を行うことにより、当該施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間の見直し、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に柔軟に対応するための施策の再構築などを常に行っていきます。

PDCAサイクルによる見直し

計画（Plan）

障害者計画・障害福祉計画策定にあたって基本的な考え方を示し、施策の方向性やサービスの見込み量を設定します。

実行（Do）

計画の内容を踏まえて、各施策及びサービスを実施します。

評価（Check）

各施策の年間の実績を把握し、社会情勢やニーズの動向を把握しながら、障害者計画の中間

見直し（平成30年度を予定）を行います。

障害福祉計画については、国の方針に基づき、評価を行っていきます。

改善（Action）

中間評価等の結果を踏まえて、必要に応じて障害者計画及び障害福祉計画の見直しを行います。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう よこはまし たいおう
障害者差別解消法への横浜市の対応について

1 しゆし
趣旨

しょうがいしゃ きほんほう さだ さべつ きんし きほんげんそく ぐたいか ほうりつ しょうがい りゆう きべつ
障害者基本法に定める「差別の禁止」の基本原則を具体化する法律である「障害を理由とする差別
かいしょう すいしん かん ほうりつりつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう へいせい ねん がつついたち せこう
の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月1日に施行されます。この
ほうりつ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん くに ち ほうこうきょうだんたい じぎょうしゃ せきむとう
法律には、障害を理由とする差別の解消を推進するための国、地方公共団体、事業者の責務等が
さだ
定められています。

よこはまし よこはまししょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい あら けんとうぶかい せっち ほうりつ せこう む こんご
横浜市では、横浜市障害者施策推進協議会に新たな検討部会を設置し、法律の施行に向け、今後
とりくみ けんとう すす
の取組の検討を進めていきます。

2 ほうりつ きてい ち ほうこうきょうだんたい よこはまし せきむとう
法律に規定された地方公共団体（横浜市）の責務等

- (1) しゃかいてきしょうへき じよきよ じつし ひつよう ごうりてき はいりよ かん かんきょう せいび だい じょう
社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備【第5条】
- (2) ぎょうせいき かんとうおよ じぎょうしゃ しょうがい りゆう さべつ きんし だい じょう
行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の禁止【第7～8条】
- (3) くに ち ほうこうきょうだんたいとうしよくいんたいおうようりよう さくてい だい じょう
国・地方公共団体等職員対応要領の策定【第9～10条】
- (4) そうだんおよ ふんそう ぼうしとう たいせいせいび だい じょう
相談及び紛争の防止等のための体制整備【第14条】
- (5) けいはつかつどう だい じょう
啓発活動【第15条】
- (6) しょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいききょうぎかい だい じょう
障害者差別解消支援地域協議会【第17～20条】

3 けんとうぶかい せっち
検討部会の設置について

- (1) もくてき ほうりつ きてい ち ほうこうきょうだんたい せきむとう かん けんとう こんご とりくみ けんとう
目的 法律に規定された地方公共団体の責務等に関する検討（今後の取組の検討）
- (2) きかん へいせい ねんど かみはんきちゅう せっちよてい へいせい ねんど
期間 平成26年度（上半期中に設置予定）～平成27年度
- (3) こうせい しょうがいしゃだんたい とうじしゃ がくしきけいけんしゃ べんごしとう ちゅうしん こうせい
構成 障害者団体（当事者）、学識経験者、弁護士等を中心に構成
ぐたいてき じんせん こんごすす
（具体的な人選は今後進めます。）

4 くに とりくみじょうきょう
国の取組状況

- きほんほうしん さくてい へいせい ねんどかみはんき
基本方針の策定（平成26年度上半期）
- くにとうしよくいんたいおうようりよう じぎょうしゃむ たいおうししん さくてい こくみん しゅうち
国等職員対応要領及び事業者向け対応指針の策定、国民への周知